



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年4月3日火曜日 第2963号

◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出（2件）.....（医療対策課）... 231

地籍調査の成果の認証.....（農政課）... 231

保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示（2件）.....（森林整備課）... 232

漁業の免許.....（水産課）... 232

基本測量の実施の通知.....（道路維持課）... 233

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....（経営支援課）... 233

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（ " ）... 233

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（東予地方局環境保全課）... 234

指定道路の指定.....（中予地方局四国中央土木事務所）... 235

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（中予地方局環境保全課）... 235

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....（ " ）... 236

道路の区域変更（県道松山東部環状線）.....（中予地方局管理課）... 237

道路の供用開始（県道松山伊予線）.....（ " ）... 237

道路の供用開始（県道八倉松前線）.....（ " ）... 237

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 237

道路の供用開始（県道蔵川大谷線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 238

パーキングチケット発給手数料の収納事務の委託（2件）.....（警察本部会計課）... 238

公 告

第4次庁内LANシステムサーバ機器等の借入れ.....（情報政策課）... 238

平成30年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....（土木管理課）... 239

雑 報

環境影響評価準備書について.....（環境政策課）... 244

愛媛海区漁業調整委員会指示（7件）.....（水産課）... 244

愛媛県内水面漁場管理委員会指示（2件）.....（ " ）... 246

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第345号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成30年4月3日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
広瀬病院	今治市喜田村6丁目5番1号	医療法人陽成会	平成33年3月31日まで

○愛媛県告示第346号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成30年4月3日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	医療法人住友別子病院	平成33年3月31日まで

○愛媛県告示第347号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年4月3日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
松山市	堀江地区の一部(2)地区	平成27年度から平成29年度まで	松山市（堀江地区の一部(2)地区）の地籍図及び地籍簿

新居浜市	瓜生野の一部	平成24年度から平成25年度まで	新居浜市（別子山字瓜生野の一部）の地籍図及び地籍簿
四国中央市	金砂町小川山 1	平成26年度から平成27年度まで	四国中央市（金砂町小川山 1）の地籍図及び地籍簿
四国中央市	川滝町下山領家 1	平成27年度から平成28年度まで	四国中央市（川滝町下山領家 1）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日
平成30年 4月 3日

○愛媛県告示第348号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成30年 2月27日愛媛県告示第177号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西条市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年 4月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
西条市大保木字平野丙50の5	西条市大保木 9号72 伊 藤 俊 雄	森林所有者
西条市大保木字恵己54	”	”
西条市大保木字恵己55	西条市大保木 9号72 伊 藤 晴	”

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第349号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成30年 3月 6日愛媛県告示第205号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西条市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年 4月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
西条市小松町石鎚字大成1155	周桑郡千足山村甲83番地 高 橋 謙四郎	森林所有者
”	周桑郡小松町大字新屋敷甲615番地 8 伊 藤 留美子	”
”	周桑郡小松町大字新屋敷甲615番地 8 伊 藤 裕 子	”
”	周桑郡小松町大字新屋敷甲615番地 8 伊 藤 真里子	”
”	”	”
西条市小松町石鎚字戸石2491	東京都千代田区内幸町 1 - 1 - 5 株式会社第一勧業銀行	”

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第350号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成30年 4月 1日次のように区画漁業を免許した。

平成30年 4月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
宇区第185号	西予市明浜町狩浜 1番耕地215番地 明浜漁業協同組合 外13名	平成30年 1月 9日付け愛媛県告示第11号のとおり	平成30年 4月 1日から平成36年 3月31日まで
宇区第186号	” 明浜漁業協同組合 外10名	平成30年 1月 9日付け愛媛県告示第12号のとおり	”
宇区第187号	” 明浜漁業協同組合 外 5名	平成30年 1月 9日付け愛媛県告示第13号のとおり	”
宇区第188号	” 明浜漁業協同組合 外10名	平成30年 1月 9日付け愛媛県告示第14号のとおり	”
宇区第189号	” 明浜漁業協同組合 外13名	平成30年 1月 9日付け愛媛県告示第15号のとおり	”

○愛媛県告示第351号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成30年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正、国土広域情報修正）
- 2 作業期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県内全域

○愛媛県告示第352号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス松木町店
新居浜市松木町甲5261 他12筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
水野興産株式会社
新居浜市松木町3番7号
代表取締役 水野 敬三
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年11月24日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,415平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数
47台
- イ 駐輪場の収容台数
8台
- ウ 荷さばき施設の面積
27平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
9立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成30年3月23日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第353号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
DCMダイキ新居浜店	新居浜市瀬戸町甲4075番地	駐車場の収容台数	395台	335台	平成24年5月7日	平成30年3月20日

			335台	280台	平成30年 11月21日
--	--	--	------	------	-----------------

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第354号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年4月3日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

四国医療サービス株式会社
松山市久万ノ台1195番地
代表取締役 吉永 英人

2 事業場の名称及び所在地

四国医療サービス株式会社新居浜工場
新居浜市黒島一丁目7番35号

3 特定施設に関する事項

(1)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第67号 洗濯業の用に供する洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり4枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後直ちに	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 8～9 最大 9～10
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 150

浮遊物質 （単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 65 最大 100
窒素含有量 （単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 11 最大 15
りん含有量 （単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 2.56 最大 3.84

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 洗濯排水処理施設

設 置 年 月 日	平成元年1月31日		
処 理 施 設 の 種 類	生物化学的処理及び物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	接触酸化及び三次処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 10.9メートル 横 32メートル 高さ 5.5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり400立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	接触酸化及び三次処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 8～9 最大 9～10	通常 6.7～7.5 最大 5.8～8.6

汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 140 最大 200	通常 20 最大 30
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 100 最大 150	通常 20 最大 30
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 7 最大 8	通常 6 最大 8
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 5 最大 6	通常 4.5 最大 5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 360 最大 390	通常 360 最大 390

備考 汚水等は、No.1排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.7~7.5 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 20 最大 30
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 20 最大 30
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 6 最大 8
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 4.5 最大 5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 360 最大 390

○愛媛県告示第355号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成30年 4月 3日

愛媛県東予地方局長 高橋 正 浩

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
平成30年 3月20日
- 指定道路の位置
四国中央市上分町西624番1の一部、625番2の一部及び625番5
- 指定道路の延長及び幅員
 - 延長 34.45メートル
 - 幅員 4.15メートル

○愛媛県告示第356号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年 4月 3日

愛媛県中予保健所長 三木 優子

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
デリカサラダボーイ株式会社
高知県高知市九反田9番15号
代表取締役社長 竹内 公一
- 工場の名称及び所在地
デリカサラダボーイ株式会社えひめ工場水産事業部
伊予郡松前町大字北川原2068番地
- 特定施設に関する事項

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第74号 特定事業場から排出される水の処理施設	
特定施設の能 力	1日当たり350立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後6カ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.9 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 10 最大 15
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 10 最大 15
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 20 最大 20
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1.2 最大 1.2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 330 最大 350

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後6カ月

使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種類	物理処理、生物処理		
処理施設の型式	膜分離活性汚泥方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製 地上設置型		
処理施設の主要寸法	縦 7.6メートル 横 20メートル 高さ 5.2メートル		
処理施設の能力	1日当たり350立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	活性汚泥処理及び膜処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.9 最大 5.8~8.6	通常 6.9 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 230 最大 230	通常 10 最大 15
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 300	通常 10 最大 15
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 38 最大 38	通常 20 最大 20
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 11	通常 1.2 最大 1.2	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 330 最大 350	通常 330 最大 350	

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.9 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.2 最大 1.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 600 最大 650

備考 この他に、雨水排水口が9箇所ある。

○愛媛県告示第357号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年4月3日

愛媛県中予保健所長 三木 優子

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
デリカサラダボーイ株式会社
高知県高知市九反田9番15号
代表取締役社長 竹内 公一
- 工場の名称及び所在地
デリカサラダボーイ株式会社えひめ工場水産事業部
伊予郡松前町大字北川原2068番地
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第74号 特定事業場から排出される水の処理施設
- 変更しようとする事項の内容
汚水等の処理の方法及び排出水の量の変更
- 汚水等の処理施設に関する事項
(1) 新設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後6カ月
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
処理施設の種類	物理処理、生物処理
処理施設の型式	膜分離活性汚泥方式
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製 地上設置型
処理施設の主要寸法	縦 7.6メートル 横 20メートル 高さ 5.2メートル
処理施設の能力	1日当たり350立方メートル処理
汚水等の処理の方式	活性汚泥処理及び膜処理
処理施設の使用時間間隔	連 続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.9 最大 5.8~8.6	通常 6.9 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 230 最大 230	通常 10 最大 15
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 300	通常 10 最大 15
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 38 最大 38	通常 20 最大 20

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11	通常 1.2
	最大 11	最大 1.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 330 最大 350	通常 330 最大 350

6 工場から排出される汚水等の1日当たりの量

項 目	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 270 最大 300	通常 600 最大 650

備考 この他に、雨水排水口が9箇所ある。

○愛媛県告示第358号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	松山東部環状線	松山市船ヶ谷町216番1から 同町219番1まで	旧	メートル 4.5~12.0	キロメートル 0.048	
			新	4.5~14.7	0.048	

○愛媛県告示第359号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山伊予線	松山市古川南三丁目1150番5から 同市古川南三丁目1159番1まで	平成30年4月3日

○愛媛県告示第360号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八倉松前線	伊予郡松前町大字筒井字外側914番1地先から 同字915番1地先まで	平成30年4月3日

○愛媛県告示第361号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成30年4月3日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
29中局建(開)第41号 平成30年3月22日	伊予市尾崎字天神下65番1、67番1、67番5、67番6、68番、69番1、65番1地先農道・水路	松山市北吉田町1038番地 河窪建設株式会社

○愛媛県告示第362号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	蔵川大谷線	大洲市肱川町大谷3111番2から 同町大谷3149番2まで	平成30年4月3日

○愛媛県告示第363号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定によりパ-キングチケット発給手数料の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

受託者名称	受託者の主たる事務所の所在地	委託した事務の範囲及び内容	委託期間
有限会社 セイコービルサービス	愛媛県松山市北藤原町1番地18	パ-キングチケット発給設備(今治市内)からの手数料の収納の事務	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

○愛媛県告示第364号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定によりパ-キングチケット発給手数料の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

受託者名称	受託者の主たる事務所の所在地	委託した事務の範囲及び内容	委託期間
一般社団法人 愛媛県交通安全協会	愛媛県松山市勝岡町1163番地7	パ-キングチケット発給設備(松山市内)からの手数料の収納の事務	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
第4次庁内LANシステムサーバ機器等の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入物品の内容等
仕様書による。
- (4) 借入期間

平成31年3月1日から平成36年2月29日まで

- (5) 借入場所
仕様書による。
- (6) 入札方法

ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に基づき、所定の手続により紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札により行うものとする。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29年度、平成30年度及び平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) ISO27001の認証を取得している者であること。
- (3) 借入期間の開始までに適かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課行政情報グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2287

- (2) 入札書の受領期限

ア 電子入札による場合は、平成30年5月21日（月）から同月23日（水）午前9時59分までの電子入札システムの稼働時間中（愛媛県の休日等を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の日の午前9時から午後8時までをいう。以下同じ。）に提出すること。

イ 紙入札による場合は、平成30年5月21日（月）から同月23日（水）午前9時59分までの受付時間中（県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ウ 郵送等により入札書を提出する場合は、平成30年5月23日（水）午前9時59分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成30年5月23日（水）午前10時

愛媛県庁本館1階 企画振興部政策企画局情報政策課システム設計室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様適合確認審査

申請書（以下「審査申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 審査申請書の提出期限

(ア) 電子入札による場合は、平成30年5月7日（月）午後5時までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。

(イ) 紙入札による場合は、平成30年5月7日（月）までの受付時間中に3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による審査申請書の取扱い

郵送等により審査申請書を提出する場合は、平成30年5月7日（月）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: The 4th LAN system for the prefectural office, 1 set

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 23 May 2018

(3) For further information, please contact: Administrative Computerization Group, Information Technology Division, Policy and Planning Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2287

○公告

平成30年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に加わろうとする者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等は、次のとおりである。

なお、既に平成30年度の建設工事に係る資格を有する者については、この公告に基づく手続は、要しない。

平成30年4月3日

愛媛県知事 中村時広

1 工事種別

(1) 土木一式工事

(2) 建築一式工事

(3) 大工工事

(4) 左官工事

(5) とび・土工・コンクリート工事

- (6) 石工事
 (7) 屋根工事
 (8) 電気工事
 (9) 管工事
 (10) タイル・れんが・ブロック工事
 (11) 鋼構造物工事
 (12) 鉄筋工事
 (13) 舗装工事
 (14) しゅんせつ工事
 (15) 板金工事
 (16) ガラス工事
 (17) 塗装工事
 (18) 防水工事
 (19) 内装仕上工事
 (20) 機械器具設置工事
 (21) 熱絶縁工事
 (22) 電気通信工事
 (23) 造園工事
 (24) さく井工事
 (25) 建具工事
 (26) 水道施設工事
 (27) 消防施設工事
 (28) 清掃施設工事
- 2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者
- 3 資格
- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。）第2条の規定による等級別格付け（以下「格付け」という。）をされた者
- イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。）第12条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体
- ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体（特定建設工事共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。
- ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者
- イ 資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者
- 4 申請の時期
- 新たに資格の審査を受けようとする者の申請は、執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）において、随時受け付ける。ただし、特定建設工事共同企業体に係る申請は、共同企業体

- 要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告の日以後に受け付ける。
- 5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法
- (1) 請求先
 県のホームページのえひめの土木
 （http://www.pref.ehime.jp/h40100/5737/shinsa/shinsa29_30.html）からダウンロードするか、又は別表の提出先に請求する。
- (2) 提出先及び提出方法
 別表の提出先に持参して提出するものとする。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告に定めるところによる。
- 6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨
- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。
- 7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い
- (1) 特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。
- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。
- 8 資格の効力
- 資格は、平成30年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体に係る資格は、当該特定建設工事共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。
- 9 平成31年度及び平成32年度の資格審査
- 平成31年度及び平成32年度の建設工事に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、平成30年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。
- 10 問い合わせ先
- 愛媛県土木部土木管理局土木管理課建設業係
 〒790 8570
 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
 電話番号（089）912 2644

別表(5関係)

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県土木部土木管理局土木管理課 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 - 912 - 2644	県外及び測量・建設コンサルタント等
愛媛県東予地方局四国中央土木事務所用地管理課 〒799 - 0404 四国中央市三島宮川四丁目6番53号 電話番号 0896 - 24 - 4455 (内線255)	四国中央市
愛媛県東予地方局建設部管理課 〒793 - 0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897 - 56 - 1300 (内線407)	新居浜市及び西条市
愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 23 - 2500 (内線262)	今治市及び越智郡
愛媛県中予地方局建設部管理課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 941 - 1111 (内線417)	松山市、伊予市、東温市及び伊予郡
愛媛県中予地方局久万高原土木事務所用地管理課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号 0892 - 21 - 1210 (内線415)	上浮穴郡
愛媛県南予地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795 - 8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893 - 24 - 5121 (内線304)	大洲市及び喜多郡
愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所管理課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 4111 (内線406)	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県南予地方局西予土木事務所用地管理課 〒797 - 0015 西予市宇和町卯之町五丁目175番地3 電話番号 0894 - 62 - 1331 (内線134)	西予市
愛媛県南予地方局建設部管理課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 5211 (内線407)	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県南予地方局愛南土木事務所用地管理課 〒798 - 4131 南宇和郡愛南町城辺甲2420 電話番号 0895 - 72 - 1145 (内線205)	南宇和郡

様式第 1 号（ 7 関係） 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事

様

郵便番号

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

㊟

電話 （ ） -

番

参加を希望する工事種別

様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事

印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

雑 報

○公 告

環境影響評価準備書について

環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第14条第1項の規定により、次の対象事業について環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しましたので、同法第16条の規定により、次のとおり公告します。

また、同法第17条の規定により、準備書の説明会を開催することとしたので、併せて公告します。

なお、準備書について、環境の保全の見地からの意見を郵送により提出することができます。

平成30年4月3日

四国電力株式会社

取締役社長 佐伯 勇人

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- 事業者の名称 四国電力株式会社
- 代表者の氏名 取締役社長 佐伯 勇人
- 主たる事務所の所在地 香川県高松市丸の内2番5号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- 名称 西条発電所1号機リプレース計画
- 種類 汽力
- 規模 出力 500,000キロワット

3 対象事業が実施されるべき区域

西条発電所（愛媛県西条市喜多川853）及び地先海域

4 関係地域の範囲

愛媛県西条市

5 準備書及び要約書の縦覧場所、期間及び時間

- 縦覧場所
愛媛県庁環境政策課（愛媛県松山市一番町四丁目4番地2）
西条市役所環境衛生課（愛媛県西条市明屋敷164番地）
西条発電所（愛媛県西条市喜多川853）

(2) 縦覧期間

平成30年4月3日（火）から平成30年5月7日（月）まで（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日並びに閉庁日は除く。ただし、西条発電所においては、縦覧期間終了後も、平成30年5月21日（月）まで、全日、縦覧可能。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

6 準備書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項

- 提出期限 平成30年5月21日（月）まで（当日消印有効）
- 提出先 〒760 8573 香川県高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社 総合企画室 環境部 環境アセスメントグループ
- 意見書に記載すべき事項
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ 意見書の提出の対象である準備書に記載された対象事業の名称

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

7 説明会の開催を予定する日時及び場所

- 日時 平成30年4月18日（水）午後6時30分から午後8時30分まで
- 場所 西条市総合文化会館 小ホール（愛媛県西条市神拝甲79番地4）

○愛媛海区漁業調整委員会指示第108号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海におけるまき網及び浮敷網漁業の操業制限について、平成30年4月1日次のとおり指示した。

平成30年4月3日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるまき網漁業及び浮敷網漁業は、区画漁業権漁場区域内に設置されている養殖筏及び生簀並びに第2種共同漁業権漁場区域内に設置されている小型定置網（垣網部及び身網部）から100メートル以内の海面では操業してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第109号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるかご漁業（つつ、つば漁業を含み、無動力漁船を除く。以下同じ。）について、次のとおり指示する。

平成30年4月3日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 操業の制限

当該海域において、かご漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により愛媛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習等を目的としたもので委員会に届出したものは、この限りではない。

2 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満の動力漁船とする。

3 操業区域

操業を承認する区域は、共同漁業権漁場区域内とする。

4 承認証の備え付け等の義務

承認をうけた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第110号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年4月3日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) 真珠母貝養殖いかだの吊りかごの間隔は、80センチメートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。
- (2) 真珠養殖いかだの吊りかごの間隔は、1メートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第111号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県海域において竿つり及び手づり（船舶を使用して行うまきえづりを除く。）により水産動物を採捕する場合について、次のとおり指示する。

平成30年4月3日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) 次の区域においては、陸岸、防波堤、ふ頭その他工作物（以下「陸岸等」という。）からのまきえづり（こませ籠の使用及びだんご釣を含む。）を禁止する。ただし、漁業権者の同意がある場合は、この限りでない。

陸岸等に隣接する次の第3種共同漁業権（以下「第3種」という。）の区域

共同漁業の免許番号	漁場の位置	漁業種類（漁業の名称）
燧共第51号	今治市小島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第52号	今治市小島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第53号	今治市小島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第54号	今治市小島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第61号	今治市波方町大角鼻地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第97号	越智郡上島町岩城島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第114号	今治市馬島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第115号	今治市馬島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第116号	今治市馬島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第117号	今治市馬島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第118号	今治市吉海町中渡島地先	第3種（つきいそ漁業）

燧共第127号	今治市関前小大下島明神地先	第3種（つきいそ漁業）
伊共第69号	伊予市地先	第3種（ぼら飼付漁業）
伊共第114号	西宇和郡伊方町正野地先	第3種（ぶり、たい、いさき飼付漁業）
宇共第2号	西宇和郡伊方町正野地先	第3種（ぶり、たい、いさき飼付漁業）
宇共第33号	宇和島市御五神島地先	第3種（ぶり、さわら飼付漁業）

- (2) 赤土を用いる陸岸等からのまきえづりを禁止する。

2 指示の有効期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

○愛媛海区漁業調整委員会指示第112号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、次のとおり指示する。

平成30年4月3日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) さわら流し網漁業については、5月1日から5月31日までの間操業を禁止する。
- (2) さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第113号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）における宝石さんごの採捕について、次のとおり指示する。

平成30年4月3日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 定義

この指示において「宝石さんご」とは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいう。

2 採捕の制限

宇和海において、宝石さんごを採捕してはならない。ただし、3に掲げる者が採捕する場合であって、愛媛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 承認対象者

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 試験研究の目的で宝石さんごを採捕しようとする者
- (2) 宇和海において、平成29年以前から宝石さんご漁業を営んでいる者

- (3) その他委員会が認めた者
- 4 承認対象漁船
承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満の動力漁船とする。
- 5 承認証の備え付けの義務
承認を受けた者は、宝石さんごを採捕しようとするときには、承認証を対象漁船に備え付けなければならない。
- 6 承認の制限、条件の変更又は採捕の停止
委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。
- 7 承認の取消
委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。
- 8 意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止
承認を受けずに採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。
- 9 事務取扱要領
この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。
- 10 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第114号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、にほんうなぎの採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成30年4月3日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 佐々木 護

- 1 指示の内容
 - (1) 採捕を禁止する水産動物
全長25センチメートルを超えるうなぎ
 - (2) 禁止期間
毎年10月1日から翌年3月31日まで
 - (3) 禁止区域
愛媛海区（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）
 - (4) 適用除外
愛媛県漁業調整規則第48条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。
- 2 指示の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第16号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、平成30年4月1日次のとおり指示した。

平成30年4月3日

愛媛県内水面漁場管理委員会
会長 本多 義雄

- 1 指示の内容
 - (1) 持ち出しの制限
県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。
 - (2) 放流等の制限
県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件の全てに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。
ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものではないこと。
イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。
ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。
 - (3) 遺棄の禁止
生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。
 - (4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

- 2 指示の期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第17号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、にほんうなぎの採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成30年4月3日

愛媛県内水面漁場管理委員会
会長 本多 義雄

- 1 指示の内容
 - (1) 採捕を禁止する水産動物
全長25センチメートルを超えるうなぎ
 - (2) 禁止期間
10月1日から翌年3月31日まで
 - (3) 禁止区域
愛媛県内の公共の用に供する河川等の内水面及びこれと接続して一体を成す水面
 - (4) 適用除外
愛媛県内水面漁業調整規則第32条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。
- 2 指示の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで